

旧割烹新川屋改修工事設計業務委託簡易公募型プロポーザル(その2) 質問及び回答

令和4年1月24日

NO.	項目	質問	回答
1	【実施要綱】 3. 業務概要	3.2 (3)で、本館の耐震診断について「精密診断法1」又はこれに準ずる方法」とありますが、「これに準ずる方法」とは何を想定していますでしょうか。	許容応力度計算法、エネルギー一定測に基づく解析方法、保有水平耐力計算法、等価線形化法に基づく解析方法(限界耐力計算法)、時刻歴応答解析などです。
2		3.2 (3)で、「基本計画案及び基本的な設計プラン」とありますが、「基本的な設計プラン」とは、具体的に何を指していますでしょうか。 また、「基本的な設計」とは、建築設計業務委託特記仕様書のI.4に記載の「基本的な設計」と同義でしょうか。	「基本的な設計」については、平成31年国土交通省告示第98号別添1の基本設計と同義と考えていただいて差し支えありません。 また、建築設計業務委託特記仕様書のI.4に記載の「基本的な設計」も同様とします。
3		3.2 (5)で、「設計に伴う建築審査会への対応補助」とありますが、本業務では、建築審査会の同意までは求められていないと考えて宜しいでしょうか。	本業務では、建築審査会の同意までは求めておりません。
4		3.2 (5)で、「設計に伴う建築審査会への対応補助」とありますが、建築審査会は、本業務期間中に開かれるのでしょうか。開かれる場合、その審査会で使用する資料の作成や審査会への出席が本業務に含まれているのでしょうか。予定されている審査会の回数と日程もあわせてお教えてください。 また、審査会で使用する資料の作成が含まれる場合、平成31年国土交通省告示第98号別添1の基本設計の業務の範囲内の資料で、審査が行われ、当該告示の実設計の業務の範囲にかかる内容の資料は求められていないということでしょうか。	本業務期間中に建築審査会が開かれることも想定しています。 また、審査会が開かれた場合、使用する資料の作成は本業務内で行っていただきますが、審査会への出席は見込んでいません。 審査会の日程等については未定です。 資料の作成については、原則審査会において求められる範囲内のものとします。
5		3.2 (5)で、「関係官署手続き」とありますが、「手続き」とは具体的に何を指していますでしょうか。	「建築設計業務委託特記仕様書」のII 設計業務仕様 5.主な業務の詳細 イ 関係法令調査のとおりです。
6		3.2 (5)で、「関係法令に係わる行政機関等との協議及び必要書類の作成。」とありますが、必要な届出や申請等を整理するために行政機関等と協議を行うことを意味していますでしょうか。 また、「必要書類」とは、平成31年国土交通省告示第98号別添1の基本設計の業務の範囲内で作成できる内容という理解でよろしいでしょうか。	前半部分に関しては、「建築設計業務委託特記仕様書」のII 設計業務仕様 5.主な業務の詳細 イ 関係法令調査のとおりです。 また、必要書類とは、原則基本設計の業務の範囲内で作成できるものとします。
7		3.2 (6)で、「必要なその他調査一式」とありますが、想定されている調査を具体的にご指示ください。	アスベスト含有調査、PCB含有調査、その他本業務を遂行する過程で必要となる調査業務一式です。
8		3.2 (6)で、「必要なその他調査一式」とありますが、アスベスト調査とPCB 調査については、上記のその他調査一式に含まれておりますでしょうか。もし含まれている場合、アスベストとPCBの分析調査が必要だと思われる箇所を特定するための目視調査(年代等からの推定含む)を本業務で行うとの理解で宜しいでしょうか。 もし、本業務で分析調査を実施する場合は、その想定箇所数及び方法をご教示ください。	アスベスト含有調査とPCB含有調査については7の回答のとおりです。 また、本業務では石綿則第3条第1項に規定する、目視、設計図書等による事前調査を行うこととします。 分析調査が必要となった場合は別途協議とします。
9	【実施要綱】 7. 提出書類	7.2 (3)の業務実績の記載について、一つの契約で、複数の建物の設計を行った場合は、どのように記載すればよろしいでしょうか。	提出書類の業務概要欄等に、その旨がわかるように記載してください。

NO.	項目	質問	回答
10		7.2(3)で、「次のアに該当する同種又は類似の業務実績～(以下略)」と記載されており、アでは同種業務に対する条件のみが記載されておりますが、「類似業務」とは、アに該当しないもの(文化財ではないもの含む)すべてが該当すると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
11	【特記仕様書】 Ⅱ 設計業務仕様	4の2行目の「基本的な設計」とは、平成31年国土交通省告示第98号別添1の基本設計と同義であると考えてよいでしょうか。異なる場合は、「基本的な設計」の定義をご指示ください。	2の回答のとおりです。
12		5.イの「関係法令調査」は、各関係機関と事前協議を行い、必要な届出や申請等を整理することを意味していますでしょうか。また、届出や申請等を行うために必要な資料作成や届出や申請手続きそのものは、含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	「建築設計業務委託特記仕様書」のⅡ 設計業務仕様 5.主な業務の詳細 イ 関係法令調査のとおりです。
13		8.(1)の成果物の「保存活用計画案作成、外構整備計画案作成」とは、5.ウに記載されている「基本計画案の作成」の意味でしょうか。異なる場合は、具体的にその内容をご指示ください。	「基本計画案の作成」と同様に考えていただいて差し支えありません。